

自動販売機の設置に関する契約書（案）

岩見沢市立総合病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、自動販売機の設置について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、次の物件を乙に貸し付ける。

- （1） 施設名称 岩見沢市立総合病院
- （2） 所在地 岩見沢市9条西7丁目2番地
- （3） 貸付箇所
- （4） 貸付面積 m^2

（使用目的等）

第2条 乙は、貸付物件を自動販売機の設置場所として使用するものとし、その他の用途には使用しないものとする。また、甲が公募した際の条件を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

ただし、新岩見沢市立総合病院が開院に併せ、貸付期間の延長について協議する。

（貸付料）

第4条 貸付物件の貸付料は、当該自動販売機の毎月の売上金額にパーセントを乗じた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、乙は当該貸付料を毎月甲の発行する納入通知書により、その指定期日までに甲に納付しなければならない。

- 2 1か月未満に係る貸付料は、1か月を30日として日割りをもって計算する。
- 3 乙は、指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、貸付料に年14.6パーセントの割合を乗じて得た金額（100円未満の端数は切り捨てる。）に相当する延滞金を加算して支払わなければならない。
- 4 乙は、この契約締結後、消費税及び地方消費税額に変動が生じた場合は、この契約を何ら変更することなく、貸付料に相当する消費税及び地方消費税額を加減して支払わなければならない。
- 5 甲は、既に納付された貸付料を乙に返還しないものとする。

（契約保証金）

第5条 乙の契約保証金は岩見沢市契約規則第31条第1項第8号により、免除する。

(貸付料の改定)

第6条 甲は、貸付物件の価格の著しい変動その他正当な理由があると認められるときは、貸付料の改定をすることができるものとする。

(販売品目及び価格)

第7条 乙は、販売品目及び価格について事前に甲の承認を得なければならない。また、販売品目及び価格を変更する場合についても甲の承認を得なければならない。

(売上報告書の提出)

第8条 乙は、当該自動販売機の売上状況を毎月とりまとめ、翌月の15日までに書面にて甲に報告しなければならない。

(維持管理)

第9条 乙は、契約期間中は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理については、乙が行うこと。
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理は、甲が行う。
- (3) 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止など、安全に十分配慮しなければならない。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。また、商品販売に必要な営業許可を受け、その許可証を明示すること。
- (5) 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、乙の責任において速やかに対応すること。

(必要経費及び修繕義務等)

第10条 自動販売機の設置、維持管理、撤去等に伴う一切の費用に関しては、乙の負担とする。

2 自動販売機に係る電気料は甲が負担するものとする。

(権利譲渡等)

第11条 乙は、本契約に係る自販機の設置および飲料の販売に関する権利を第三者に譲渡し、または転貸してはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次のいずれかに該当し、本契約を継続することが困難であると認めるときは、第3条の貸付期間中であっても、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約書に規定する乙の義務を履行しないとき
- (2) 本契約の締結に当たり、資格の詐称その他不正な行為をしたとき
- (3) 業務の継続が困難であると認められるとき
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、貸付物件の一部又は全部を使用する必要性が生じた場合など業務運営上の理由で本契約を終了しなくてはならなくなったときは、乙に対し契約解除の申し出を行うことができるものとする。この場合、甲は、契約解除希望日の3か月前までに、書面により乙に対して申し出なければならない。

（貸付物件の返還）

第13条 契約期間が満了した場合又は本契約が解除され、若しくは解除された場合は、乙は貸付物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって現状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が認めたときは、この限りではない。

（有益費等の請求権の放棄）

第14条 乙は、前条の規定により貸付物件を返還する場合は、貸付物件の改良のために費やした必要費及びその他有益費について、甲に対し請求を行わないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第12条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(賠償責任)

第16条 乙は、自動販売機の転倒、故障、盗難による事故、その構造上の欠陥等により甲および第三者に損害を与えた場合、及び販売した製品による食中毒等の健康被害が発生した場合は、乙の責任において解決するものとし、甲は一切の責任を負わない。

(疑義の決定等)

第17条 本契約に関し疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲及び乙による協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (住所)
(氏名)

乙 (住所)
(氏名)